

令和6年度 定期監査実施計画

令和6年3月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）及び令和6年度監査基本計画（令和6年3月8日監査委員決定）に基づき、以下のとおり実施する。

1 監査の対象

監査の対象部局は、次のとおりとする。

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 農業委員会
- (6) 監査事務局

なお、区長部局及び教育委員会事務局の監査の対象となる施設等は、別紙1のとおりとする。

2 監査の範囲

- (1) 令和5年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和6年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

監査は、令和6年5月から同年11月までの間に実施する。

4 実施日程・場所

監査を実施する日程及び場所は、別紙2のとおりとする。

5 実施方法

- (1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、対象部局から事情聴取を行う。

- (2) 事務局による監査

監査資料等に基づき調査、検証を行うとともに、対象部局から事情聴取を行う。

6 着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとする。

- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施する。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施する。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを踏まえた、令和5年度以降の事務事業の変化に着眼して実施する。

7 監査資料

監査対象部局から提出を求める監査資料に関しては、別に定める。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに定期監査報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程・場所については、変更する場合がある。

令和6年度 監査対象施設一覧

| 施設区分 | 実施基準 | 施設数 | 施設名 |
|-----------|------|------|---|
| まちづくりセンター | 4年 | 7施設 | 下馬 上馬 北沢 等々力 二子玉川 喜多見 烏山 |
| 出張所 | 4年 | 2施設 | 二子玉川 烏山 |
| 清掃事務所 | 毎年 | 3施設 | 世田谷 玉川 砧 |
| 児童館 | 5年 | 5施設 | 上町 代田南 森の 成城さくら 上北沢 |
| 保育園 | 5年 | 10施設 | 太子堂 赤堤 上北沢 下馬 上馬 中町 用賀 烏山北 小梅 喜多見 |
| 公園管理事務所 | 隔年 | 3施設 | 北沢 玉川 砧 |
| 土木管理事務所 | 隔年 | 3施設 | 北沢 玉川 砧 |
| 幼稚園 | 5年 | 1施設 | 桜丘 |
| 小学校 | 5年 | 12施設 | 弦巻 代田 三軒茶屋 池尻 笹原 奥沢 尾山台 玉堤 烏山 船橋 山野 下北沢 |
| 中学校 | 5年 | 6施設 | 富士 弦巻 玉川 用賀 千歳 三宿 |
| 地域図書館 | 4年 | 3施設 | 奥沢 桜丘 上北沢 |
| その他施設 | 3年 | 2施設 | 民家園 郷土資料館 |
| 合計 | | 57施設 | |

説明



・・・ 監査委員と事務局による監査を実施する施設

無印

・・・ 事務局のみによる監査を実施する施設

1 監査委員による監査（総合支所、本庁）

| 月日 | 開始時間 | 対象部局 |
|----------|---------|--|
| 6月24日(月) | 午後1時30分 | 烏山総合支所 |
| 6月25日(火) | 午前10時 | 砧総合支所 |
| | 午後1時30分 | 世田谷総合支所 |
| 6月26日(水) | 午前10時 | 玉川総合支所 |
| 6月27日(木) | 午後1時30分 | 北沢総合支所 |
| 7月31日(水) | 午後2時30分 | 政策経営部、DX推進担当部 総務部、庁舎整備担当部、区長室 危機管理部 財務部、施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 |
| 8月1日(木) | 午後2時30分 | 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部、農業委員会 清掃・リサイクル部 |
| 8月2日(金) | 午後2時30分 | 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部、児童相談所 世田谷保健所 |
| 8月5日(月) | 午後2時30分 | 教育委員会事務局 |
| 8月6日(火) | 午後3時 | 都市整備政策部、防災街づくり担当部、みどり33推進担当部 道路・交通計画部 土木部 |

○会 場 各総合支所（世田谷総合支所を除く）は各総合支所の会議室
本庁、及び世田谷総合支所は区議会大会議室（東棟10階）
ただし、8月6日は二子玉川分庁舎の会議室

2 事務局による監査（総合支所、本庁）

5月から6月までの間に実施することとし、対象部局の部課別の日程は、別に定める。

3 施設等の監査

監査委員による監査、事務局による監査ともに、9月から11月までの間に実施することとし、別に定める。